## 本号で公布された条例のあらまし

関する条例の 埼玉県議会議員の定数並び 一部を改正する条例 に選挙区及び (埼玉県条例第四十七号) 各選挙区 にお いて選挙すべき議員 市 町村 課)  $\mathcal{O}$ 数

## 一趣旨

正をしようとするもの。 け て、 令和二年国勢調査 埼玉県議会議員の選挙区及び各選挙区におい の結果等に基づき、 令和五年に行わ て選挙すべき議員の れる予定 0 \_ 般選 数 挙 に  $\mathcal{O}$ 改 向

## 二内容

- (-)選挙区及 び各選挙区にお いて選挙すべき議員の 数 0 改 正
- ア 皆野町 町 「北第 ・長瀞町 鹿野町 区 秩父市 ·東秩父村 小鹿野町・東秩父村 定 数 1 定数1人」を「北第一区 人」及び 定数2人」 北 第二 に改め X 横瀬 る。 秩 父市 町 皆 横 野 町 町 長
- イ 第 五 「北第三区」 区」を「北第四区」に改める。 を「北第二区」に、 「北第四区」 を「北第三区」 に、 北
- 二 規定の整備

飛地特例が 適用される選挙区が なく なること カュ ら、 所  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 整備を行

## 二 施行期日及び適用区分

一 施行期日

公布の日

二 適用区分

る。 日を告示され  $\mathcal{O}$ き 議 日 改 正  $\mathcal{O}$ 員 前 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 埼玉 数に ま る埼玉県 で にそ 県 関する条例 議会議員の  $\mathcal{O}$ **灬議会議** 期日を告示  $\mathcal{O}$ 定数並 員の 規定 され は 一般 び 選挙 る ۲ に 選挙区 選挙  $\mathcal{O}$ から適用 例 及 0  $\mathcal{O}$ 施 び 1 行 て 各 は、  $\mathcal{O}$ 選 当該 挙区 日 な 以 後 お に 従 初 お 選挙 めてそ 前 1 7  $\mathcal{O}$ の告示 例 選 によ の期